

美里町クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木に薬剤防除をする者に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。
- (2) 被害木 クビアカツヤカミキリによる被害を受けた景観樹をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に植生する被害木を所有し、又は管理するもの
- (2) 同一の年度内にこの告示の規定による補助金の交付を受けていないもの（個人の場合は、同一の世帯員を含む。）
- (3) 美里町暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないもの
- (4) 町税に滞納がないもの

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定により登録されている農薬であって、サクラの外来害虫“クビアカツヤカミキリ”被害防止の手引（平成30年1月埼玉県作成。以下「手引」という。）に規定されているものを使用し、手引に基づき被害木の防除を実施した事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び1本当たりの上限額は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1とする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の上限額は、50万円とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美里

町クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日から 60 日以内又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに町長へ申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し又はこれに代わる書類（作業日、申請者氏名、領収日が記載されているものに限る。）
 - (2) 被害木の種類及び本数、経費の内訳、使用した薬剤の名称その他補助対象経費の詳細が記載された書類
 - (3) 補助対象事業の実施前、実施中及び実施後の状況が確認できる写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定等）

第 8 条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、美里町クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の取消し）

第 9 条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、美里町クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第 3 号）により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 町長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取消した場合に既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させることとしたときは、美里町クビアカツヤカミキリ対策事業補助金返還命令書（様式第 4 号）を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（協力の要請）

第 11 条 町長は、必要に応じて補助金の交付を受けた者に対して、被害木に関する資料の提供、周辺の状況調査その他の協力を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の協力を求めるられたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和 8 年 8 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- （交付申請等に係る特例）

- 2 令和 8 年 4 月 1 日からこの告示の施行の日までに完了した補助対象事業に係る第 7 条の規定については、同条中「補助対象事業が完了した日から 6 0 日以内又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日」とあるのは「令和 8 年 9 月 3 0 日まで」とする。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	1 本当たりの上限額
薬剤費その他被害木へ薬剤を注入するために要した経費	2 万円